

経済産業省（本省）で証明書の発給を受けた申請者各位

関税割当の申請等について  
（新型コロナウイルス感染症関係：郵送受付）

令和2年3月4日  
経済産業省貿易管理部  
貿易審査課

新型コロナウイルス感染症予防の観点から、今年度の関税割当証明書の手続（①返納、②内容変更届出、③有効期間延長申請）について郵送を希望される方は、郵送（※）による受け付けをいたしますのでお知らせします。

郵送の場合、配達に要する時間及び受付審査に時間を要しますので、早期に提出いただけますようお願いいたします。

また、各々手続には、提出期限がありますので、提出期限内に当方に到達するよう発送に当たっては、御注意ください。

- （※）紛失防止等のため、書留郵便、レターパックプラスを御利用ください。
- （※）発送前にお電話等により事前連絡をお願いします。
- （注）提出書類に不備・不足等がないよう御確認し発送をお願いします。
- （注）担当者氏名、電話番号が分かる書類（名刺、メモ等）を同封してください。
- （注）郵送による返送を希望される場合は、返信用のレターパックプラスを同封してください（受取にお越しになる場合は不要です）。

- ①返納の期限：返納事由（割当数量を全て使用済み等）に該当したときから、1か月以内（必着）。
- ②内容変更届出の期限：証明書の内容の事項（住所等）に変更のあった日から速やかに（必着）。
- ③有効期間延長申請：2020年3月31日（必着）

引き続きまして、御理解・御協力いただきますよう、よろしく申し上げます。  
御不明の点は、下記までお問い合わせください。

○貿易審査課 関税割当班：（電話）03-3501-1659

（※）各地域の経済産業局等（本省以外）で証明書の発給を受けた方は、各発給窓口まで御相談ください。

（予告）

なお、2020年度関税割当申請につきましては、来週改めて御案内を予定しています。

（以上）